

平成 28 年度 みなとタバコルール周知啓発支援業務委託
報告書

港区環境リサイクル支援部環境課

●目次

【1】調査報告

1. 在住・在勤在学者に対するアンケート調査
2. 港区指定喫煙場所の観察調査
3. 港区指定喫煙場所の聞き取り調査
4. 喫煙者・非喫煙者の意識及び実態調査報告書まとめ

【2】標語、デザイン等の公募実施報告書

1. 実施概要
2. 全体スケジュール
3. 採用作品一覧

【1】調査報告

1. 在住・在勤在学者に対するアンケート調査

(1) 調査目的

「みなとタバコルール」の普及および地域活動の評価を把握する効果検証のための調査を実施し、効果的な啓発方法を提案するための参考資料とする。

(2) 調査方法

会員登録済みのパネルを利用したインターネット調査(パソコン)

(3) 調査対象

- ①港区在住の10代～60代男女
- ②港区に通勤・通学する10代～60代男女

(4) サンプル設定数

1,000 サンプル (港区住民・・・500 サンプル 通勤・通学者・・・500 サンプル)

- ①港区住民と②通勤・通学者が重複した場合は、①を優先した

(5) 割付および回収数内訳

①港区在住者、港区通勤・通学者のみなとタバコルールに対する評価、態度を把握する目的を踏まえ、港区在住者、港区通勤・通学者同数の500サンプルとすることを基本とする。

②男女年層別でのみなとタバコルールに対する評価、態度を把握することも必要との考えから、港区在住者、港区通勤・通学者毎に、男女年齢別で同数のサンプルを確保することを目指す。

ex. 港区在住者 男性 20代 50 サンプル

③喫煙者、非喫煙者のみなとタバコルールに対する評価、態度を把握する、及び喫煙者の喫煙実態を把握するとの考えから、喫煙者、非喫煙者同数の500サンプルとすることを目指す。

④①、②、③の考えを踏まえ「港区在住者／港区通勤・通学者」「男／女」「20代／30代／40代／50代／60代以上」「喫煙者／非喫煙者」を基準に、各セル25ずつのサンプルを確保することを目指した。

⑤しかしながら、20代港区在住者、60代港区在住者、通勤・通学者など、サンプル確保が出来ないセルが生じた。特に喫煙者を条件としたセルでサンプルが確保できないものがあつた。これに対し、喫煙者、非喫煙者のみなとタバコルールに対する評価、態度を把握する、及び喫煙者の喫煙実態を把握するとの考えに基づき、各セル毎、また全体で出来得る限り喫煙者を多く確保するとの考えから、喫煙者が非喫煙者と同数確保できない港区在住者では喫煙者を最大限に確保することを前提に、次のようなサンプル割付とした。

		計	港区在住者		港区通勤・通学者	
			喫煙	非喫煙	喫煙	非喫煙
男性	男性20代	47	3	9	14	21
	男性30代	112	17	38	36	21
	男性40代	119	34	30	34	21
	男性50代	127	39	32	35	21
	男性60代以上	91	14	30	22	25
	合計	496	107	139	141	109
女性	女性20代	86	7	33	11	35
	女性30代	135	22	39	49	25
	女性40代	130	34	25	32	39
	女性50代	99	15	39	17	28
	女性60代以上	54	5	35	0	14
	合計	504	83	171	109	141
合計		1000	190	310	250	250

(6) 実施期間

平成 28 年 4 月 23 日(金)～5 月 1 日(日)

(7) アンケート調査結果報告書

- ・「港区のタバコ対策」に関する調査報告書（平成 28 年 6 月 30 日）
- ・「港区のタバコ対策」に関する調査報告書（概要版）（平成 28 年 6 月 30 日）

2. 港区指定喫煙場所の観察調査

(1) 調査の目的

喫煙場所における喫煙状況（みなとタバコルール遵守状況）を観察、喫煙日時、喫煙者属性との関係も分析することにより、喫煙場所のあり方についてのデータを得るとともに、今後の効果的な啓発方法を提言するための参考資料を得る。

(2) 調査地点：31ヶ所

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 1. 田町駅西口（1階）指定喫煙場所 | 17. 高橋是清翁記念公園指定喫煙場所 |
| 2. 田町駅西口（2階）指定喫煙場所 | 18. 表参道交差点指定喫煙場所① |
| 3. 新橋駅前SL広場指定喫煙場所 | 19. 表参道交差点指定喫煙場所② |
| 4. 新橋駅烏森口指定喫煙場所 | 20. 高輪二丁目東海大学前指定喫煙所 |
| 5. 桜田公園内指定喫煙場所 | 21. 芝浦1丁目リバーサイド指定喫煙所 |
| 6. 浜松町駅北口指定喫煙場所 | 22. 田町駅東口デッキ下指定喫煙場所 |
| 7. 大門駅A6出口指定喫煙場所 | 23. 品川駅港南口港南ふれあい広場指定喫煙場所 |
| 8. 都立芝公園内指定喫煙場所① | 24. お台場海浜公園内指定喫煙場所（台場一丁目4番先） |
| 9. 都立芝公園内指定喫煙場所② | 25. シンボルプロムナード公園内デッキ上指定喫煙場所① |
| 10. 虎ノ門1丁目指定喫煙場所 | 26. フジテレビ（敷地内）横指定喫煙場所 |
| 11. 虎ノ門3丁目指定喫煙場所 | 27. シンボルプロムナード公園内デッキ上指定喫煙場所② |
| 12. 有栖川宮記念公園内指定喫煙所 | 【港区屋内喫煙所設置費等助成制度を活用した指定喫煙場所】 |
| 13. 六本木駅6番出口指定喫煙場所 | 28. 新橋NHビル1階指定喫煙場所（屋内） |
| 14. 六本木駅4a出口指定喫煙場所 | 29. 神谷町アネックス1階指定喫煙場所（屋内） |
| 15. 一の橋交差点指定喫煙所 | 30. ミカワヤビル1階指定喫煙場所（屋内） |
| 16. 溜池山王駅9番出口指定喫煙所 | 31. シーバンスS館指定喫煙場所（屋内） |

(3) 調査日時

平成28年4月22日～4月25日

各地点1日3回（8時～9時、12時～13時、18時頃）※一部地点により異なる

喫煙所の利用者数、利用状況を観察する

(4) 調査方法

最初の20～30分でコーナーに立ち寄った総人数とコーナーの範囲の外（囲いの内側を範囲とする）で喫煙している人のおよその人数をカウントする（→マナー違反者の比率を算出）。

後半の時間でさらに観察と写真の撮影を行う。

(5) 港区指定喫煙場所の観察調査結果報告書

- ・「みなとタバコルール」指定喫煙場所における観察調査報告書（平成28年5月30日）
- ・「みなとタバコルール」指定喫煙場所観察調査 2016.4 観察結果詳細（平成28年5月30日）
- ・「みなとタバコルール」指定喫煙場所における観察調査観察地点写真（平成28年6月21日）

3. 港区指定喫煙場所の聞き取り調査

(1) 調査の目的

指定喫煙場所において、コーナー利用喫煙者を対象に、みなとタバコルール認知状況、喫煙コーナーの利用状況、利用評価を質問。利用者から見た喫煙場所、運営に関する生の意見、生の評価を把握、喫煙場所のあり方についてのデータを得るとともに、今後の効果的な啓発方法を提言するための参考資料を得る。

(2) 調査地点：31ヶ所（聞き取り調査と同じ）

(3) 調査日時

平成 28 年 4 月 22 日～4 月 25 日

午前 8 時～午後 6 時頃 ※地点ごとの詳細は次ページを参照。

(4) 調査対象・サンプル数

対象者：喫煙所利用者

サンプル数：1 日 1 地点あたり 25 合計 1550 サンプル

(5) 調査方法

喫煙所利用者に声をかけ、港区の調査であることを告げ、協力いただける方にアンケートを依頼
調査員が聞き取りで対象者から回答を得る

(6) 港区指定喫煙場所の聞き取り調査結果報告書

- ・「みなとタバコルール」指定喫煙場所における聞き取り調査報告書（平成 28 年 6 月 30 日）
- ・「みなとタバコルール」指定喫煙場所における聞き取り調査、観察調査喫煙場所ごとの分析（平成 28 年 6 月 21 日）
- ・指定喫煙場所別の特性（平成 28 年 6 月 30 日）

4. 喫煙者・非喫煙者の意識調査及び実態調査報告書まとめ

(1) ルール認知・評価

■ 『みなとタバコルール』 名称認知、ルール認知、タバコ対策認知、認知経路

→名称認知、港区によるタバコ対策の認知はかなり向上。接触経路を見ても、ほとんど全ての接触経路について、接触率の高まりが見られる。喫煙場所利用者は、「内容までよく知っている」3割と多いが、「知らない」も34.9%。

名称認知

・基本認知（「内容まで」＋「ある程度」）は約5割、「聞いたことはある」まで含めると7割強が認知、H23年より認知率はかなり向上。

ルール認知

・「内容までよく知っている」29.6%（インターネット調査喫煙者 20.7%）、「一応知っている」26.5%（インターネット調査喫煙者 17.3%）、「知らない」34.9%（インターネット調査喫煙者 20.2%）。

港区によるタバコ対策の認知

・タバコ対策認知はH23年と比べ若干高まっている程度だが、内容認知（「内容まで知っている」＋「ある程度知っている」）は高まっている。

「内容まで詳しく知っている」16.1%、「ある程度知っている」39.9%、合計56.0%（H23年「知っている」46.0%）とH23年を10ポイント上回る。

接触経路

・ほとんど全ての接触経路について、接触率の高まりが見られる。

ほとんど全ての接触経路で接触率の高まりが見られる。

「見聞きしたことはない」は30.7%とH23年37.3%を6ポイント強下回っている。

はじめて知ったきっかけは「路面シール」16.7%（H23年23.1%）、「港区広報紙『広報みなと』」14.4%（H23年15.9%）などH23年より低くなっており、「はじめて知った」との記憶が弱まっていることが考えられる。

⇒名称認知、ルール認知、対策認知は向上しているが、認知はまだ伸びる余地がある

■『みなとタバコルール』の基本原則認知、基本原則評価、ルール内容の認知・理解

→基本原則の認知は大きく向上、基本原則認賛成は9割、H23年と比較して10ポイント近く増加、ルール内容の認知・理解も向上。

基本原則の認知

・基本原則認知は、H23年の5割弱から6割強と10ポイント以上向上。

基本原則の評価

・基本原則認賛成は9割、H23年と比較して10ポイント近く増加。

→H23年に比べ、基本原則賛成は10ポイント近く増加。

タバコルール評価

・「とても良いルールだと思う」50.3%、「まあ良いルールだと思う」45.6%と、95.9%が良いルールと評価。

ルール内容の認知・理解

・「ポイ捨て禁止」「指定喫煙場所以外での喫煙禁止」の認知・理解は8割、「配慮」は6割でH23年より一定の向上。

「1. 公共の場所における吸殻のポイ捨て禁止」、H23年より一定の向上が見られる。

「2. 公共の場所における区の指定喫煙場所以外での喫煙の禁止」、合計81.2% (H23年72.9%)。

「3. 私有地で喫煙する場合であっても屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることのないよう配慮する」、合計60.3% (H23年65.8%)、「知らなかった」は39.4% (H23年34.2%)であった。

→H23年より認知・理解度が低くなっているように見えるのは、質問肢の差によるものと思われる。

⇒基本原則認知評価、ルール内容の認知・理解がともに向上していることは、タバコルールが更に理解され、支持されていることを示している。聞き取り調査でも「良いルールだと思う」が95.9%と圧倒的。支持・評価は極めて高い。高評価という認識の下、「みなとタバコルール」の理念を軸としたアプローチ方法を検討すべき。

(2) 認知経路

■ 『みなとタバコルール』 認知経路

→ 在住者は「広報みなと」「港区ホームページ」、喫煙者は「路面シール」「ポスター、チラシ」「公園での看板やプランター等につけているプレート」で見かけたり聞いたりしたとする人が多い。

・「港区広報紙『広報みなと』」とする人は、「港区在住 喫煙者」47.4%、「港区在住 非喫煙者」49.0%、「港区通勤・通学 非喫煙者」20.4%、「港区通勤・通学 喫煙者」12.4%、全体32.4%。

→ 在住者は「広報みなと」「港区ホームページ」で見かけたり聞いたりしたとする人が多い。

・「港区ホームページ」とする人は、「港区在住 喫煙者」21.6%、「港区通勤・通学 喫煙者」12.8%、全体15.3%。

・「路面シール」とする人は、「港区在住 喫煙者」43.7%、「港区通勤・通学 喫煙者」39.2%、「喫煙者 男性50代」47.3%、「喫煙者 男性60代以上」52.8%、全体34.0%。

・「ポスター、チラシ」とする人は、「港区在住 喫煙者」36.8%、「港区通勤・通学 喫煙者」32.8%、全体28.7%。

・「公園での看板やプランター等につけているプレート」とする人は、「港区在住 喫煙者」31.1%、「港区通勤・通学 喫煙者」20.4%、全体20.1%。

→ 喫煙者は「路面シール」「ポスター、チラシ」「公園での看板やプランター等につけているプレート」で見かけたり聞いたりしたとする人が多い。

・「ちいばすの車内テレビ」とする人は、「港区在住 喫煙者」16.3%、全体11.0%。

→ 港区在住 喫煙者は「ちいばすの車内テレビ」で見かけたり聞いたりしたとする人が多い。

・「巡回指導員」とする人、「港区在住 喫煙者」16.3%、「港区通勤・通学 喫煙者」15.2%、全体13.3%。

→ 「巡回指導員」は喫煙者の15%以上が見かけたり聞いたりしている。

⇒ ・ 在住者に関しては「広報みなと」「港区ホームページ」が認知経路となっている。

・ 「路面シール」「ポスター・チラシ」「公園での看板やプランター等につけているプレート」は、全ての層に有効な媒体であるが、特に喫煙者には有効であることが伺える。

・ この結果を踏まえ、上記ツールを積極活用した啓発活動の展開が望まれる。

(3) ルール遵守状況評価

■『みなとタバコルール』の遵守評価

→ 客観評価、主観評価ともども、ルールは遵守されるようになったとしている。ただし、喫煙者と非喫煙者の評価差は大きい。

ルール遵守の現状(客観評価)

・「ポイ捨て禁止」「指定喫煙場所以外での喫煙禁止」は55～57%、「配慮」は45%弱の人がルールが守られていると評価。H23年と比較すると守られていると評価する人が7～14ポイント増えている。

「1. 公共の場所における吸殻のポイ捨て禁止」、守られている計58.6% (H23年35.1%)、H23年と比較すると(質問肢は少し異なるが)「守られている」が13ポイント増えている。

「2. 公共の場所における区の指定喫煙場所以外での喫煙の禁止」、守られている計56.3% (H23年49.3%)、H23年と比較すると「守られている」が7ポイント増えている。

「3. 私有地で喫煙する場合であっても屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることのないよう配慮する」、守られている計44.5% (H23年31.7%)、H23年と比較すると「守られている」は14ポイント増えている。

ルール遵守の変化(客観評価)

・「守られるようになった」との評価をみると、「ポイ捨て禁止」は65.8%で、H23年より大幅増加(15ポイント増)、「指定喫煙場所以外での喫煙禁止」はほとんど同程度、「配慮」は52.2%である程度増(6ポイント増)。

「1. 公共の場所における吸殻のポイ捨て禁止」、守られるようになった計65.8% (H23年49.7%)。

「2. 公共の場所における区の指定喫煙場所以外での喫煙の禁止」、守られるようになった計65.2% (H23年64.2%)。

「3. 私有地で喫煙する場合であっても屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることのないよう配慮する」、守られるようになった計52.2% (H23年45.3%)。

ルール遵守の現状(主観評価)

・喫煙者自身の評価(主観評価)では、「ポイ捨て禁止」「指定喫煙場所以外での喫煙禁止」を守っているとするのは9割前後、「配慮」は8割強。

「1. 公共の場所における吸殻のポイ捨て禁止」、守っている計91.4% (H23年90.4%)。

「2. 公共の場所における区の指定喫煙場所以外での喫煙の禁止」、守っている計89.3% (H23年86.4%)。

「3. 私有地で喫煙する場合であっても屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることのないよう配慮する」、守っている計83.6% (H23年87.3%)。

ルール遵守の変化(主観評価)

・喫煙者によるかつてと比べたルール遵守状況評価を見ると、かつてより守るようになった71～77%、H23年の78～82%より低くなっている。以前から守っていると自己評価する人が多くなっているためと考えられる。

「1. 公共の場所における吸殻のポイ捨て禁止」、守るようになった計76.6% (H23年80.7%)。

「2. 公共の場所における区の指定喫煙場所以外での喫煙の禁止」、守るようになった計 76.8% (H23 年 17.6%)。

「3. 私有地で喫煙する場合であっても屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることのないよう配慮する」、守るようになった計 71.6% (H23 年 77.9%)。

非喫煙者への配慮の現状(客観評価)

・非喫煙者への配慮がなされていると評価する人は 76%強、H23 年に比して 17 ポイント増加。「とても配慮がなされている」13.6% (H23 年 5.3%)、「まあまあ配慮がなされている」63.1% (H23 年 54.4%)、あわせて 76.7% (H23 年 59.7%) で、肯定的な反応は 8 割近くを占め、H23 年と比較して配慮されているが 17 ポイント増加した。

非喫煙者への配慮の変化(客観評価)

・数年前と比べ、非喫煙者への配慮がなされていると評価する人は 73%強、H23 年より 6 ポイント上回る。

非喫煙者への配慮の変化(客観評価) に関しては、「数年前よりかなり配慮がなされるようになった」26.8% (H23 年 22.0%)、「数年前よりまあまあ配慮がなされるようになった」47.0% (H23 年 47.2%)、配慮がなされるようになったと感じているのはあわせて 73.0% (H23 年 69.2%) と、H23 年を 4 ポイント強上回った。

⇒喫煙者、非喫煙者による客観評価、喫煙者自身による主観評価どちらをとっても、全てのルールにおいて、かつてよりルールが遵守されるようになったと評価されている。ただし、喫煙者と非喫煙者のルール遵守評価には差があり、非喫煙者は厳しい評価をしている。啓発活動を展開するに際しては、喫煙、非喫(港区在住/在勤)を軸に的確なターゲット設定をすることが求められる。

(4) 指定喫煙場所

■「指定喫煙場所」

→指定喫煙場所の認知は8割弱、H23年より7ポイント上回る。指定喫煙場所を「もっと増やすべき」は45%、H23年の「良い取り組みだと思う」76%よりかなり減少、67%がルールが守られていると評価。聞き取り調査でのルール遵守評価はネット調査より低い。指定喫煙場所の評価について、喫煙者と非喫煙者では大きな差がある。

指定喫煙場所の認知

指定喫煙場所の認知は8割弱、H23年より7ポイント上回る。

・指定喫煙場所の認知に関しては、「知っていた」は52.3%（H23年49.7%）、「聞いたことがあるような気がする」は25.2%（H23年20.9%）、あわせて77.5%（H23年70.6%）と8割近くとなり、H23年より7ポイント上回った。

指定喫煙場所設置に対する評価

・指定喫煙場所を「もっと増やすべき」は45%、H23年の「良い取り組みだと思う」76%よりかなり減少。

指定喫煙場所を設置することに対する肯定評価は少なくなっている。「喫煙を奨励することにもつながりかねないので反対だ」22.0%、「指定喫煙場所は迷惑なのでなくすべきだ」8.5%であったのに対し、H23年調査で「良い取り組みだとは思わない」12.2%であったことを考えると指定喫煙場所を増やすべきと考える人は、H23年より減少していることを伺わせる。

指定喫煙場所への接触

・「新橋駅前SL広場」39.0%、「新橋駅烏森口」23.6%、「田町駅西口（1階）」25.4%、「田町駅西口（2階）」22.5%、「六本木駅」17.2%、「品川駅港南口港南ふれあい広場」15.3%、「浜松町駅北口」14.7%、「大門駅A6出口」13.4%、「表参道交差点」12.6%が上位。

指定喫煙場所での喫煙ルール遵守状況

・「非常によく守られている」7.7%、「守られている」58.9%、合計67%が守られていると評価。ただし、喫煙者と非喫煙者では評価に大きな差がある（守られている：喫煙者80.3%、非喫煙者63.8%）。

指定喫煙場所での喫煙ルール遵守状況

・「マナー（ルール）を守って利用している人が多い」62.6%、「守らない人もいる」28.5%、「守らないで利用している人が多い」8.1%（インターネット調査喫煙者指定喫煙場所認知者ベース「非常によく守られている」13.7%、「よく守られている」66.6%、「あまり守られていない」14.6%、「守られていないことが多い」4.5%→インターネット調査と比較すると「マナー（ルール）が守られている」は18ポイント低い）。

港区指定喫煙場所についての評価

・「指定喫煙場所が少なすぎる」33.4%、「指定喫煙場所は近所、通行人の迷惑になっていることがある」28.8%、「指定喫煙場所の場所がわかりにくい」27.9%。

指定喫煙場所の評価について、喫煙者と非喫煙者では大きな差がある。

⇒指定喫煙場所のルール遵守状況は、喫煙場所によって大きく異なる。(次ページ指定喫煙場所観察調査も参照)

指定喫煙場所を増やすことに対する支持度は低下傾向にある。

指定喫煙場所の評価 (ex. ルール遵守評価) に関して、喫煙者と非喫煙者の間に大きな差がある。

また、実際の利用者の方がルール遵守状況についての評価が悪いという状況もある。

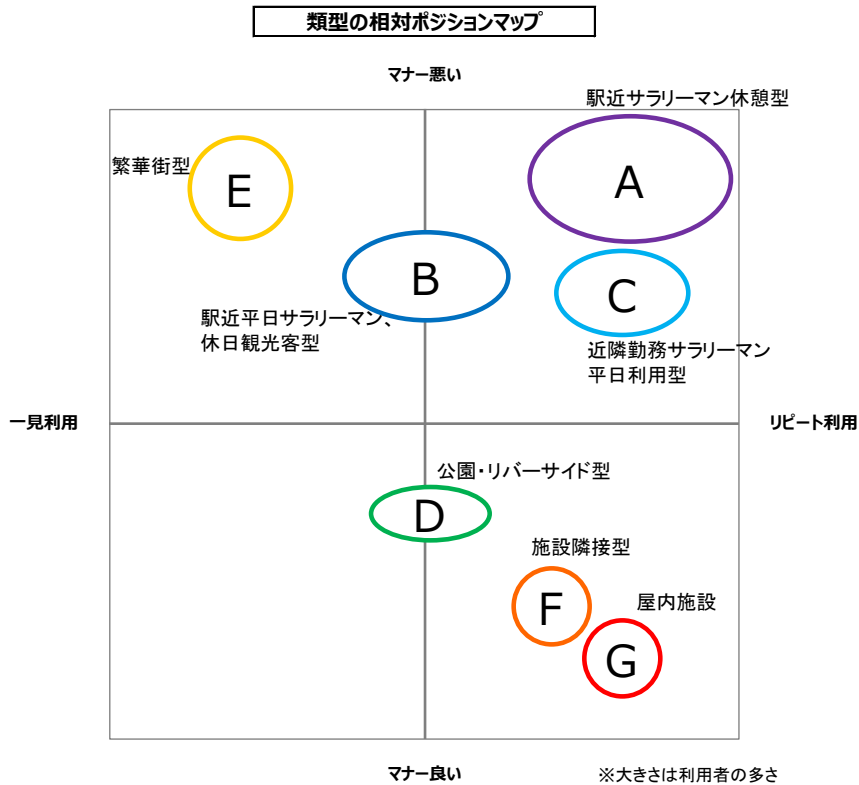
周知啓発活動を展開するにあたっては、ターゲット別に加え、エリア別など細かくセグメントしたアプローチが必要となる。

■指定喫煙場所別 特性一覧 → 指定喫煙場所により利用パターン、マナー遵守状況等には大きな差がある。

	立地・利用者特性類型	利用者数		マナー遵守状況				みなとタバコルール		
		平日	休日	観察調査	聞き取り調査		ネット調査		認知	評価
					平均点	順位	平均点	順位		
1.田町駅西口(1階)	駅近サラリーマン休憩型	非常に多い	多い	×	0.28	11	0.78	22	○	○
2.田町駅西口(2階)	駅近サラリーマン休憩型	非常に多い(朝が多い)	多い	△	0.02	22	0.83	16	△	◎
3.新橋駅前SL広場	駅近サラリーマン休憩型	非常に多い	非常に多い	×	0.04	18	0.74	26	△	◎
4.新橋駅烏森口	駅近サラリーマン休憩型	多い	多い	×	-0.40	28	0.76	24	△	◎
5.桜田公園内	近隣勤務サラリーマン平日利用型	非常に多い	多い	×	0.04	18	0.82	18	△	○
6.浜松町駅北口	駅近平日サラリーマン、休日観光客型	多い	多い	×	0.04	18	0.78	22	×	○
7.大門駅A6出口	駅近平日サラリーマン、休日観光客型	やや多い	やや多い	×	0.28	11	0.81	19	△	◎
8.都立芝公園内①	公園・リバーサイド型	少ない	少ない	△	0.26	13	1.00	8	○	○
9.都立芝公園内②	公園・リバーサイド型	少ない	少ない	△	0.12	16	1.00	8	○	◎
10.虎ノ門1丁目	近隣勤務サラリーマン平日利用型	非常に多い	少ない	×	0.66	4	1.00	8	○	◎
11.虎ノ門3丁目	近隣勤務サラリーマン平日利用型	多い	少ない	△	0.64	6	1.11	6	×	◎
12.有栖川宮記念公園内	公園・リバーサイド型	少ない	少ない	△	0.44	9	1.15	3	△	○
13.六本木駅6番出口	繁華街型	多い	多い	×	-0.52	30	0.63	27	△	◎
14.六本木駅4a出口	繁華街型	多い	多い	×	0.72	3	0.63	27	×	◎
15.一の橋交差点	公園・リバーサイド型	少ない	少ない	○	-0.28	27	1.00	8	△	◎
16.溜池山王駅9番出口	近隣勤務サラリーマン平日利用型	多い	やや多い	×	-0.12	26	0.24	31	△	◎
17.高橋是清翁記念公園	公園・リバーサイド型	少ない	少ない	△	0.66	4	1.67	1	△	○
18.表参道交差点①	繁華街型	多い	多い	×	0.16	15	0.63	27	△	◎
19.表参道交差点②	繁華街型	多い	多い	×	-0.82	31	0.63	27	○	○
20.高輪二丁目東海大学前	施設隣接型	少ない	少ない	×	0.12	16	1.00	8	△	○
21.芝浦1丁目リバーサイド	公園・リバーサイド型	少ない	少ない	○	0.64	6	1.08	7	○	◎
22.田町駅東口デッキ下	駅近サラリーマン休憩型	非常に多い	多い	×	0.18	14	0.75	25	○	◎
23.品川駅港南口港南ふれあい広場	駅近平日サラリーマン、休日観光客型	非常に多い	多い	△	0.40	10	0.80	20	△	◎
24.お台場海浜公園内	公園・リバーサイド型	少ない	少ない	○	-0.10	25	0.80	20	×	○
25.シンボルプロムナード公園内デッキ上①	公園・リバーサイド型	少ない	少ない	△	0.58	8	1.13	4	△	◎
26.フジテレビ(敷地内)横	施設隣接型	少ない	少ない	×	0.02	22	0.83	16	△	◎
27.シンボルプロムナード公園内デッキ上②	公園・リバーサイド型	少ない	少ない	×	0.04	18	1.13	4	×	◎
28.新橋NHビル1階	屋内施設	少ない	—	○	-0.06	24	1.00	8	○	○
29.神谷町アネックス1階	屋内施設	多い	少ない	△	0.96	2	0.89	15	△	○
30.ミカワヤビル1階	屋内施設	少ない	—	○	-0.42	29	1.18	2	×	○
31.シーバンスS館	屋内施設	少ない(午後~夕方は増える)	—	○	1.00	1	1.00	8	○	○

 上位10
 下位10
○ 80%以上
△ ~80%未満
◎ 95%以上
× 90%以上
 ×50%未満

■指定喫煙場所別 立地・利用者特性類型 (指定喫煙場所観察調査、聞き取り調査まとめ)



31の指定喫煙場所を、立地、通行量、利用者の属性、利用状況、平日と休日の違いなどによって、類型化し、特徴をまとめた。

A. 駅近サラリーマン休憩型

- (田町駅西口1F、2F、新橋駅前SL広場、新橋駅烏森口、田町駅東口デッキ下)
- ・平日、休日ともに通行量、利用者ともに多く、最も混雑している喫煙場所。
 - ・通勤者だけでなく、商用で近くを通りかかる人も含め、サラリーマンの利用が大半を占める。
 - ・はみだしが多く、ごみの散乱や煙、臭いも目立つ

B. 駅近平日サラリーマン、休日観光客型

- (浜松町駅北口、大門駅A6出口、品川駅港南口港南ふれあい広場)
- ・1とほぼ同様だが、休日は観光客など、サラリーマン以外の利用が増えている。

C. 近隣勤務サラリーマン平日利用型

- (虎ノ門一目、虎の門三丁目、桜田公園、溜池山王駅9番出口)
- ・人通りも喫煙場所利用者も、平日は多く、休日は少ない。
 - ・港区勤務のサラリーマンが大半を占める。
 - ・平日ははみだしも多いが、マナーは比較的良好と感じられている。

D. 公園・リバーサイド型

- (都立芝公園①、②、高橋是清翁記念公園、有栖川宮記念公園、一の橋交差点、芝浦一丁目リバーサイド、お台場海浜公園、シンボルプラザ公園①、②)
- ・人通りも喫煙場所利用者も、平日休日ともに少ない。
 - ・港区居住者が比較的多く、はみだしは少ない。
 - ・港南区では、休日を中心にファミリーやカップル、20~30代男女が多く、外国人も見られる。
 - ・みなとタバコールの認知と評価は高い。

E. 繁华街型

- (六本木駅6番出口、六本木駅4a出口、表参道交差点①、表参道交差点②)
- ・人通りも喫煙場所利用者も、平日休日ともに多い。
 - ・休日は買い物や遊びに来ている人が多くなっている。
 - ・マナーは悪く、ごみの散乱も目立つ。

F. 施設隣接型

- (高輪二丁目東海大学前、フジテレビ横)
- ・高輪二丁目東海大学前: 利用者は少ない。学生や港区居住者の利用が多い。
 - ・フジテレビ横: 利用者は少ない。通勤者のほか、20~30代や外国人も利用。

G. 屋内施設

- (新橋NHビル、神谷町アネックスビル、ミカワヤビル、シーバンスS館)
- ・アネックスビルは利用者が多いが、他は少ない。
 - ・ビルに入っている会社に勤めている人の利用が大半。

大きな差がある立地・利用特性を踏まえた対応 (類型毎のアプローチと方法の検討) と、指定喫煙場所自体の認知拡大が求められる。

(5) 喫煙場所

→通勤・通学先での喫煙場所は減少。港区内の喫煙場所は「喫茶店、飲食店」58.2%、「会社・学校に設置された喫煙場所」55.0%。禁煙にしてほしい場所ベスト3、1位「飲食店、居酒屋」54件、2位「カフェ、レストラン」37件、3位「駅、駅周辺、駅前」36件。喫煙場所を整備した方がよい場所トップは、「駅、駅周辺、駅前」46件、2位は「屋外、公園」30件、3位は「路上、道路、歩道」14件。

通勤・通学先での喫煙場所の設置状況

・通勤・通学先での喫煙場所が設置されているのは59.7%、H23年80.0%より20ポイント減少。

屋外に喫煙場所がない場合の手段

・「喫茶店など喫煙できる施設で吸う」6割弱、「人の迷惑にならない場所を見つけて吸う」が33%とH23年と変わらないが、「吸うのを我慢する」はH23年の51%から38%に減少。

港区内の喫煙場所

・港区内の喫煙場所は「喫茶店、飲食店」58.2%、「会社・学校に設置された喫煙場所」55.0%、「路上でお店などが吸い殻入れを用意した場所」33.2%、「自宅内」30.0%が上位。

1年以内に港区内でしたことのある行動

・違反行動の割合は、「歩きたばこ」17.0%、「歩道上での喫煙」13.0%、「公園内の指定喫煙場所以外での喫煙」7.3%、「自転車に乗りながらの喫煙」5.2%。

現在喫煙可能な場所で、禁煙にしてほしい場所

・禁煙にしてほしい場所ベスト3、1位「飲食店、居酒屋」54件、2位「カフェ、レストラン」37件、3位「駅、駅周辺、駅前」36件。「駅、駅周辺、駅前」に関しては、具体場所に分類しているところで、新橋駅SL広場、新橋駅SL前、田町駅喫煙所、田町駅周辺田町駅二階という意見があり、その数はもっと増える。

・4位が「路上、道路、歩道」32件。

・「すべて」が23件。

・「屋外、公園」20件、「子どもの多いところ、人の多いところ」15件、「喫茶店、食事処」14件、「喫煙所（周辺）」12件。

・具体的場所として挙げられているのは、インターシティとグランド commons の間の公園、区役所、広尾病院の壁で喫煙しながら携帯してるんひとが多いのですが一か所に集めてほしい、品川駅前の喫煙所を仕切られた空間にしてほしい、麻布十番駅周辺など。

現在喫煙禁止の場所のうち、喫煙場所を整備した方がよい場所

・現在喫煙禁止の場所のうち、喫煙場所を整備した方がよい場所トップは、「駅、駅周辺、駅前」46件。

2位は「屋外、公園」30件。

3位は「路上、道路、歩道」14件、4位は「飲食店、居酒屋」11件、5位「オフィスビル、オフィス街」9件、6位「コンビニ」6件、「病院（敷地、隣接地）」6件。

6位「すべて」6件には、この世の中からタバコ（煙が迷惑な物）がなくなればよいと切に思う、喫煙を禁止する、全て禁煙！、全面的に 喫煙可能にしてほしい すべての場所で、廃止との意見もある。

具体場所を挙げた意見は 278 件。

その他も 159 件。

⇒通勤・通学先での喫煙場所が減少していること、港区内で「喫茶店、飲食店」58.2%、「会社・学校に設置された喫煙場所」55.0%で吸っていること、禁煙希望場所、喫煙希望場所を踏まえた対応が必要。

喫煙場所に関して（また周知啓発活動全体に関し）、企業に代表される港区を取り巻くステークホルダーとの連携・協力を検討すべき。

(6) 巡回指導員について

→巡回指導員との接触・認知は、H23年より向上、活動をもっと強化すべきは47.6%で5割弱、巡回指導員の活動評価（納得度）は53.3%。

巡回指導員との接触・認知

・「実際に声をかけられたことがある」1.5%（H23年1.7%）、接触率は向上。

「実際に声をかけられたことがある」1.5%（H23年1.7%）、「巡回指導員（H23年：指導・啓発員）を見かけたことがある」31.2%（H23年22.4%）、「見かけたことはないが巡回していることは知っている」20.0%（H23年18.4%）。

巡回指導員の活動評価（強化すべきか否か）

・「巡回指導員の活動をもっと強化すべき」は47.6%で5割弱、「巡回指導員の活動はしない方がよい」も1割強。

巡回指導員の活動評価（納得度） ・「巡回指導員の活動は納得のいくもので、良いことだと思った」は53.3%で5割強が納得、「巡回指導員の活動はおせっかいだと感じた」26.7%で4分の1は納得していない。

⇒巡回指導員との接触・認知率が向上していること、「巡回指導員の活動をもっと強化すべき」は47.6%で5割弱となっていることは、巡回指導員が認知され、支持されていることを示している。巡回指導員の活動を強化するとともに、巡回始動（員）に対する理解・協力をさらに強める活動が必要である。

(7) 喫煙に対する基本的考え方

喫煙に対する迷惑について

→街頭喫煙による迷惑、「迷惑を感じる」をあわせて54.4%だが、7割を超えていたH23年と比較するとかなり減少。

街頭喫煙による迷惑の現状

・街頭喫煙による迷惑の現状に関しては、「迷惑を感じる」をあわせて54.4%（H23年72.6%）と5割を超えているが、7割を超えていたH23年と比較するとかなり減少。

「迷惑を感じる」をあわせて54.4%（H23年72.6%）と5割を超えているが、7割を超えていたH23年と比較するとかなり減少。

街頭喫煙による迷惑の変化

・街頭喫煙で迷惑を感じることが「少なくなった」は49.7%、H23年の50.5%とほぼ同じ。

街頭喫煙で迷惑を感じる場合

・街頭喫煙で迷惑を感じる場合に関しては、H23年と比較して、各場合とも少なくなっている。

⇒街頭喫煙で迷惑を感じる人が少なくなっているのは、みなとタバコルール（広報活動）の成果として評価できる。

→ただ、迷惑を感じる場合は少なくなっているとはいえ、上記場面では5割前後が迷惑を感じているのは問題である。

喫煙に関する基本的考え方について

→ルールを守らないのであれば喫煙すべきでない8割強、分煙を進めるべき75%弱。

喫煙に関する基本的考え方

・「ルールを守らないのであれば喫煙すべきでないと思う」81.2%、「公共の場所では喫煙場所を整備し、分煙を進めるべきだ」74.8%、「公共の場所では全面禁煙にすべきだ」57.8%、「今の世の中は喫煙に対して甘過ぎると思う」36.3%、「今の世の中は喫煙に対して厳し過ぎると思う」36.0%。

⇒「ルールを守らないのであれば喫煙すべきでないと思う」8割強、「公共の場所では喫煙場所を整備し、分煙を進めるべきだ」75%弱であることは、みなとタバコルールが強く支持されていることを示している。これを踏まえ、「基本的考え方」（理念）をさらにわかり易く伝えるコミュニケーションワード、手法の検討が求められる。

(8) 「喫煙マナー向上」「ルールを守る」ための工夫

「喫煙マナー向上」「ルールを守る」ための工夫

→マナー向上のための工夫は、『みなとタバコルール』の趣旨を知ってもらうよう PR を強化する、迷惑であることを気づかせる（活動や広告を実施する）、外国人などにもわかり易いマークなどが支持されている。ルールを守るため、迷惑をかけずに喫煙できる場所を増やす、喫煙場所マップやアプリ、PR、わかり易いマークなどが求められている。

喫煙マナー向上のための工夫

・『みなとタバコルール』の趣旨を知ってもらうよう PR を強化する」が 37.1%、「『みなとタバコルール』を守らないと周りの人に迷惑であることを気づかせる（活動や広告を実施する）」32.4%、「外国人などにもわかり易いマークなどを使って『みなとタバコルール』を知ってもらう」31.4%、「条例で罰則を設ける」30.0%（、「喫煙場所マップやアプリで喫煙できる場所をもっとわかり易く周知する」28.1%、「屋外の指定喫煙場所を増やす」24.8%、「喫煙者に対し、『みなとタバコルール』のチラシ・ステッカーや身の回りで使うツールをもっといろいろな場所で掲示したり、配布したりする」23.4%、「巡回指導員などによる注意を強化する」22.9%、「屋内の指定喫煙場所を増やす」22.8%。

『みなとタバコルール』を守るための方法

・「指定喫煙場所も含め、迷惑をかけずに喫煙できる場所を増やす」51.7%、「喫煙場所マップやアプリで喫煙できる場所をもっとわかり易く周知する」44.2%、「多くの人に『みなとタバコルール』を知ってもらうよう PR する」35.1%、「外国人などにもわかり易いマークなどを使ってルールを知ってもらう」17.5%、「巡回指導員などによる注意を強化する」13.7%、「条例で罰則を設ける」10.8%、「スローガンなどを活用して、ルールを知ってもらう」7.8%、「煙害の及ぼす影響や迷惑について具体的に伝えて理解してもらうようにする」4.3%。

⇒ 「ルールの主旨を知ってもらう PR 活動強化」「迷惑であることを気づかせる活動」が支持されている。これを踏まえた啓発活動の展開が必要。

「わかり易いマーク」「喫煙場所マップ、アプリ」「チラシ・ステッカーや身の回りのツール」を求める意見があることを踏まえるべき。

(9) 港区の施策についての自由意見

港区の施策についての自由意見

→1位「いい、よい、賛成、感謝、当然」181件、2位「積極的に進めるべき、頑張っ、もっと強化すべき」116件、3位「非常に良い、素晴らしい」96件と、タバコルールを強く支持する意見が示されている。

港区の施策についての自由意見

・1位「いい、よい、賛成、感謝、当然」181件、2位「積極的に進めるべき、頑張っ、もっと強化すべき」116件、3位「非常に良い、素晴らしい」96件、4位「罰則、取り締まり強化、厳しくせよ」64件、5位「喫煙場所について」48件、6位「施策提案、具体提案」43件、7位「ポイ捨てについて」28件、8位「みなとタバコルールについて」26件、9位「このまま続けるべき」24件、10位「街がきれいになるのは良い」20件、11位「歩きたばこ」19件、12位「PRを強化すべき」17件、13位「喫煙者に厳し過ぎる」13件、14位「巡回強化、指導強化」11件、15位「外国人対策」10件、16位「マナー」8件、16位「予算を別のことに、税金の無駄遣い」8件、18位「指定喫煙場所について」6件、18位「効果がない、変化がない、おせっかい」6件、20位「分煙化」5件、20位「まだ足りない」5件、20位「喫煙者からみても良い」5件、23位「全面禁煙」4件、23位「路上喫煙（全面禁止）」4件、25位「効果の検証」3件、26位「わからない」2件、27位「アンケートはよい」1件、「その他」15件。

⇒1位「いい、よい、賛成、感謝、当然」181件、2位「積極的に進めるべき、頑張っ、もっと強化すべき」116件、3位「非常に良い、素晴らしい」96件であることは、みなとタバコルールが強く支持されていることを示している。この点を踏まえ、「みなとタバコルール」の理念を軸としたさらに協力的な活動を展開すべき。

【2】標語、デザイン等の公募実施報告書

1. 実施概要

港区の「みなとタバコルール」を更に浸透させるための標語とマークを公募・選定するため、作品の募集告知、応募作品の整理、審査、問合せ対応などの募集事務局業務を実施した。

(1) 募集内容

より一層、「みなとタバコルール」の周知・浸透を図るための標語とマークを募集した。標語のみ、マークのみ、標語とマークを一体化した図案、いずれの形での応募も受け付けた。

(2) 募集期間

平成28年6月1日（水）～6月30日（木） ※当日消印有効

(3) 事務局開設

募集開始と同時に「みなとタバコルール」標語・マーク募集事務局を開設し、事務局員1名を配置して各種問合せ・関連業務等に対応した。

受付時間は平日の9:30～17:30とし、問い合わせ用の専用電話回線を用意した。

(4) 募集告知

6月1日の募集開始にあわせ、港区ホームページ内、及び公募サイト「登竜門」、「公募ストック」に募集告知を掲載、一斉キャンペーンでのチラシ配布、各支所・区施設でのポスター掲出、東京新聞でのカラー5段広告等、公募についての広報を展開した。

(5) 応募方法・作品整理

港区役所宛に持参または郵送にて提出された作品、及び作品を保存したCD-RまたはDVD-Rと、所定の応募用紙を、それぞれナンバリングして港区役所内で複製し、コピーを事務局に持ち帰って作品整理を行った。

(6) 応募総数

標語のみ：385件、マークのみ：67件、標語・マーク組合せ：55件となり、日本全国から総数507件の応募をいただいた。

(7) 審査選考

【1】プレ審査

弊社及び事務局メンバーにより、募集要項を満たしていない作品を審査対象から外し、1次審査に進めた。

【2】一次審査 7/1（金）～7/8（金）

「みなとタバコルール」の施策担当である、港区環境課、港区内で指定喫煙場所の運用、巡回指導員の運用を行っている支所の担当者、および、公募事業を運営している事務局により、応募作品のうち「みなとタバコルール」の周知・啓発の観点から、最終審査に進める62作品を選定した。なお、一次審査通過作品について、商標調査・類似作品チェックを行った。

【3】最終審査・事前評価 7/20（月）～7/28（木）

最終審査会の開催に先立ち、審査員には一次審査通過作品を事前に評価いただき、評価結果を回収・集計した上で、最終審査会に提示した。

【4】最終審査会 8/1（月）

多様な立場の審査員により、事前評価結果を参考に「みなとタバコルール」を周知・啓発するためにふさわしい作品を、12作品選定いただいた。

なお、下記①～③の審査員については、所定の謝金と交通費を支払った。

<審査員名一覧>

①喫煙文化研究会 会員

エッセイスト・元『週刊プレイボーイ』編集長 島地 勝彦氏

②港区日中友好協会 理事長

株式会社新橋亭 取締役会長 呉 東富氏

③みなと環境にやさしい事業者会議 幹事

森永乳業株式会社 CSR推進部 社会貢献推進室長 長井 聡子氏

④株式会社博報堂 シニアクリエイティブプロデューサー ひきた よしあき氏

⑤株式会社博報堂 デザイナー 室園 久美氏

⑥港区環境リサイクル支援部 部長 横山 大地郎氏

【5】商標調査・ネイティブチェック 8/2（火）～8/26（金）

選定された全12作品について、商標調査・類似作品チェックを行い、全ての作品の採用にあたっては問題が無いことを確認した。

また、一部の作品に表現されている英文について、ネイティブチェックを行った。

(8) 作者への通知及び賞品発送

応募要項で規定した通り、商品券5万円分(1万円券×5枚)を12名の作者に簡易書留で配送し、全ての作者に渡されたことを確認した。

また発送に先立ち、採用作品の作者全員に直接電話で採用予定であるところを通知するとともに、作品がオリジナルであることの確認と、主催者である港区の意向によって修正・変更等が行われることについて承諾を得た。

(9) 採用作品の発表

結果発表にあたり、採用作品と作者名、居住地、作品の説明を整理した資料を作成し、港区に提供した。

その際、応募用紙上に匿名希望及びペンネームによる公表を希望されている作者については、ペンネームを記載した。

(10) 結果告知

8月31日に港区ホームページ内にて発表。

9月30日の東京新聞カラー5段広告にて掲載。

(11) 事務局閉鎖

採用作品の発表、賞品の発送を終了し、「みなとタバコルール」標語・マーク募集事務局を平成28年9月末日をもって閉鎖した。

2. 全体スケジュール

	制作・進行	募集・告知	審査・選考	その他事務
4月	・募集要項&審査体制 検討・整備			・事務局マニュアル(業務フロー)作成
5月	・募集要項検討・策定 ・事務局開設(5/30)	・告知ポスター・チラシ制作	・審査員交渉	・事務局体制整備
6月	・応募受付開始(6/1) ・問合せ対応 ・応募受付締切(6/30)	・港区HP情報掲載(6/1) ・公募サイト情報掲載(6/1) ・新聞広告掲載(6/11)	・審査員決定	・応募作品整理 ・応募状況報告
7月	・商標調査&類似作確認 ・最終審査・事前評価		・審査員任命文書送付 ・プレ審査 ・一次審査	
8月	・商標調査&類似作確認 ・採用作品決定	・港区HP採用作品紹介(8/31)	・最終審査会(8/1)	・採用予定作品作者確認 ・オリジナルデータ収集 ・賞品発送(8/31)
9月	・事務局閉鎖(9/30)			
10月		・新聞広告掲載(9/30)		

3. 採用作品一覧

マーク①



(作者)

島根県松江市 陶山 阿友美さん

(説明)

タバコの煙が灰色から明るくなっていくことで、喫煙者、非喫煙者の関係がもっと良くなっていく未来をイメージしました。また港区の形が横にするとハート型にも見えることにもかけて煙の形をハートにしました。標語内の星は「みなとタバコルール」の皆が守るべき3つのルールを表しています。

マーク②



(作者)

東京都世田谷区 石坂 修三さん

(説明)

喫煙者と非喫煙者がお互いに場をわきまえ、共存する社会環境をシンプルな人物シルエットと両者を囲むラインで表現しました。

マーク③



いつも守ってくださり、
ありがとうございます。
みなとタバコルール

(作者)

東京都杉並区 田中 隆史さん

(説明)

タバコを擬人化したキャラクターがお辞儀し、標語との組み合わせで強い表現のマークです。

マーク④



(作者)

東京都小平市 ネモト円筆さん

(説明)

ルールを守るとみんなが笑顔。

マーク⑤



(作者)

千葉県船橋市 町 秀吉さん

(説明)

港区を象徴する東京タワーやレインボーブリッジなどをモチーフに港区のオリジナルマークであることを表現しました。中央にタバコと煙のアイコンを入れてわかりやすくしています。

マーク⑥



(作者)

東京都港区 新井 幸男さん

(説明)

2本のタバコとハートで みなと区の頭文字「M」、マナーの「M」、(タバコルールを)守る「M」を表しています。

マーク⑦



(作者)

富山県射水市 門田 和之さん

(説明)

イラスト化したタバコをモチーフに、誰もが快適に過ごせるルールのアピールをする姿をわかりやすく表現してみました。

標語①

みなとのルール みんなの空気

(作者) 富山県黒部市 福福さん

(説明) みなと区のたばこルールが、みなと区のきれいでさわやかな住民みんなの空気を作っていくイメージ。

標語②

このまちが タバコルールで 好きになる

(作者) 島根県安来市 角森 玲子さん

(説明) 住んでいる人や訪れた人がこのまちのタバコルールに触れて、もっとここ（このまち）が好きになるだろうと思いました。

標語③

港区は、思いやりタバコ。

(作者) 神奈川県横浜市 今野 友行さん

(説明) 港区はたばこルールを定めました。多くの人が集まる港区においては、ルールを守ることが非常に大切。でもその根底にあるのは、たばこを吸わない方に対する「思いやり」。皆様の思いやりに期待します。

標語④

喫煙は ルールとモラルと 思いやり

(作者) 群馬県高崎市 木村 和雄さん

(説明) 喫煙者に望むものは、まず「みなとタバコルール」の実行を徹底してほしいということです。その根底には、そのルールを守ろうというモラルと他人に迷惑をかけない思いやりが必要であり、これを標語にしました。

標語⑤

港区は タバコルールで みな笑顔

(作者) 大阪府堺市 さわやか・だいすけ さん

(説明) タバコルールが、より明るいまちにすることを表現しました。

平成28年度 みなとタバコルール周知啓発支援業務委託
報告書

平成28年（2016年）10月発行

発行 港区環境リサイクル支援部環境課
東京都港区芝公園1-5-25
電話 03（3578）2111（代表）

調査 株式会社博報堂